



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
中澤	中澤				岡林

6 高保政第 928 号
令和 6 年 9 月 18 日

関係各位

高知県健康政策部保健政策課長
(公 印 省 略)

四国公衆衛生学会の会員募集について (ご案内)

このことについて、四国公衆衛生学会長から、別添のとおり「入会のご案内」が送付されましたのでご案内します。

つきましては、ご賛同いただける方は、下記により入会の手続きをお願いします。

記

1 年会費

1, 0 0 0 円 (入会金は不要です。)

2 納入方法

別添「四国公衆衛生学会 入会のご案内」では、各県の担当部署に納入することになっておりますが、事務の簡素化から、年会費は機関単位でとりまとめてお振込みください (高知県保健政策課でのとりまとめは行いません)。振込手数料は振込者負担となっておりますのでご了承ください。

振込は別添四国公衆衛生学会会費と参加費の納入についてのとおり行い、会費お振込み後は、入会申込書とともに振込をしたことが分かるもの (銀行発行の利用明細票等の写し等) を下記問い合わせ先まで送付してください (電子メール、FAX 可)。なお、領収書が必要な方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

研究発表会への演題提出 (共同演者も含む)、及び四国公衆衛生学会雑誌への論文投稿 (共著者も含む) を行うには、入会が必要です。

問い合わせ先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部保健政策課 担当：池知

TEL：088-823-9683

FAX：088-823-9137

E-mail：aya_ikeji@ken4.pref.kochi.lg.jp

四国公衆衛生学会 会員募集

趣 意 書

初秋の候、四国の公衆衛生関係者の皆様には、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。平素より四国公衆衛生学会にご指導ご鞭撻を賜り、心より感謝申し上げます。

四国公衆衛生学会は、四国の公衆衛生関係者が一堂に会し、普段の公衆衛生活動の成果を発表し、討論する機会として、四国の公衆衛生の発展に寄与して参りました。当学会は学会長が学会会務および学会総会の事務運営を行い、研究発表会を担当県の公衆衛生行政担当部署が運営しております。会務の維持運営は年会費制にて行い、学会参加費にあたるものは、研究発表会資料代として総会当日に徴収し、研究発表会の運営にあてております。

現在、地域保健・医療・福祉および環境の第一線（行政、民間等）で活躍されている現場活動家に、大学や研究機関、教育機関の教育研究関係者が加わる形で学会が運営され、一般演題も例年約 8 割が行政を中心とした地域保健関係者により構成され、また、機関誌「四国公衆衛生学会雑誌」も、公衆衛生活動現場の最新の報告を中心に構成されているなど、公衆衛生の実践と科学を融合した学会として位置し、全国的にも一定の評価を得るに至っています。

ここに広く、四国の地域保健・医療・福祉および環境の第一線で活躍されている方々、大学や研究機関、教育機関の専門家の方々に、本学会の趣旨をご理解いただき、多数の方のご入会をお願いするものであります。

令和 6 年 9 月 吉日

第 70 回四国公衆衛生学会
学会長 三宅 吉博
愛媛大学大学院医学系研究科
疫学・公衆衛生学講座 教授

四国公衆衛生学会 入会のご案内

四国公衆衛生学会は、四国の公衆衛生関係者が一堂に会する、本年度で第70回の総会が開催される歴史ある学会です。主として、地域保健・医療・福祉および環境の第一線の現場（行政、民間等）の活動家に、大学や研究機関、教育機関の教育研究関係者が加わる形で運営されています。

本学会が四国の公衆衛生活動、ことに地域保健・医療・福祉行政活動には多大な寄与をしていると自負しております。特別行事（特別講演、シンポジウム等）は、公衆衛生現場のニーズに応じた企画がなされており、また、一般演題も例年約8割が行政を中心とした地域保健の第一線で活躍されている現場関係者により構成され、熱心な討議が行われています。機関誌「四国公衆衛生学会雑誌」は、公衆衛生活動現場の最新の報告を中心に構成され、公衆衛生の実践と科学を融合した学会として位置し、全国的にも注目されています。

四国公衆衛生学会は、会費制による運営を行っており、総会に先立ち入会のご案内をさせていただきます。

皆様方の積極的な入会をお待ちしております。

記

年会費：1,000円（入会金は不要です）
納入方法：各県の担当部署へ納入ください
お問合せ：下記の担当者までお願いいたします

各県の入会申込先

愛媛県：保健福祉部健康衛生局健康増進課 四国公衆衛生学会担当：川口（089-912-2401）
香川県：健康福祉部健康福祉総務課 四国公衆衛生学会担当：村上（087-832-3254）
徳島県：保健福祉部健康寿命推進課 四国公衆衛生学会担当：手塚（088-621-2220）
高知県：健康政策部保健政策課 四国公衆衛生学会担当：池知（088-823-9683）

（四国の関係者以外で入会を希望される場合は、学会事務局へご相談ください）

【第70回四国公衆衛生学会事務局】

愛媛大学大学院医学系研究科 疫学・公衆衛生学講座
TEL: 089-960-5283 FAX: 089-960-5284（担当：伊賀上）
E-mail: epi-prev@m.chime-u.ac.jp

追記

- * 研究発表会への演題提出(共同演者も含む), および四国公衆衛生学会雑誌への論文投稿(共著者も含む)を行うには, 入会が必要です。
- * 年会費収入は, 学会の維持運営のため, 主として会務運営(通信費, 事務経費等)に充当されます。

個人情報保護について

入会申し込みを通じて学会事務局が得た入会希望者の個人情報(氏名, 勤務先, 連絡先等)の利用は, 第70回四国公衆衛生学会を運営する目的に限定されます。想定される個人情報の利用は以下の通りです。

- ・ 第70回四国公衆衛生学会の参加資格確認
- ・ 第70回四国公衆衛生学会開催に関する連絡
- ・ 上記学会における発表に関する連絡
- ・ 四国公衆衛生学会雑誌の投稿に関する連絡
- ・ 年会費納入に関する連絡

取得した個人情報は, 第70回四国公衆衛生学会事務局にて管理します。個人情報に関するお問合せは下記学会事務局までお願いします。

【第70回四国公衆衛生学会事務局】

愛媛大学大学院医学系研究科 疫学・公衆衛生学講座

TEL: 089-960-5283 FAX: 089-960-5283 (担当: 伊賀上)

E-mail: epi-prev@m.ehime-u.ac.jp

四国公衆衛生学会会費と参加費の納入について

平素より、四国公衆衛生学会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今年度の学会費と参加費の納入に関して、お知らせいたします。

従来、四国公衆衛生学会の会費と参加費を郵便振替で徴収させていただいておりましたが、今年度も諸事情により、ゆうちょ銀行でのみ口座を開設いたしました。

したがって、今年度も昨年度と同様に事務局から振替用紙をお配りすることはございません。皆様には大変ご不便とご負担をおかけして誠に申し訳ございませんが、下記銀行口座への振り込みをお願いいたします。また、振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。

また、令和6年度は懇親会を実施いたします。ご参加をご希望の方は、2,500円の参加費と併せまして懇親会費(5,000円)をお支払いただきますようお願いいたします。

【懇親会】 日程：令和7年2月6日(木) 18時00分～20時00分
会場：愛媛大学城北キャンパス内 メイプル(愛媛県松山市文京町3)
費用：5,000円

記

【振込先】 銀行名：ゆうちょ銀行 一六九店
口座種別：当座
口座番号：0069699
口座名：四国公衆衛生学会(シコクコウシュウエイセイカクツカイ)

【振込費用】 懇親会なし：3,500円(内訳：年会費1,000円+参加費2,500円)
懇親会あり：8,500円(内訳：年会費1,000円+参加費2,500円+懇親会費5,000円)

※領収証については、銀行発行の利用明細票等をもって代えさせていただきます。
なお、別途領収証がご入用であれば対応いたしますので、学会事務局までご連絡ください。

【連絡先】

〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454
愛媛大学大学院医学系研究科疫学・公衆衛生学講座
第70回四国公衆衛生学会事務局 担当：伊賀上
電話：089-960-5283 / FAX：089-960-5283
E-mail：epi-prev@m.ehime-u.ac.jp

職	氏名 (ふりがな)	e-mail アドレス
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

*用紙不足の場合は、本紙をコピーしてください。

入会申込書(個人用)

年 月 日

(ふりがな) お名前
ご所属
連絡先住所(勤務先・自宅) 〒
電話
Fax
電子メールアドレス： (ご案内等については、電子メールでもお知らせいたします)
備 考

*ご所属で一括してお申込みの場合は、別紙「機関用」をご利用ください。

四国公衆衛生学会規定

昭和 31 年 2 月 26 日施行
昭和 44 年 2 月 14 日改正
昭和 46 年 2 月 20 日改正
昭和 60 年 2 月 14 日改正
平成 14 年 8 月 31 日改正
平成 19 年 2 月 2 日改正
平成 28 年 2 月 4 日改正
令和 4 年 2 月 4 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 本学会は、四国公衆衛生学会と称する。

第 2 条 本学会に、学会事務局をおく。

2 学会事務局は、学会長所属機関におく。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本学会は、公衆衛生全般に関する調査研究、知識の普及等の事業の発展を図り、以て公衆衛生の増進に寄与するとともに、四国四県の関係機関の有機的連携を図ることを目的とする。

第 4 条 本学会は、会員相互の親ぶくを図り前条の目標を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生に関する調査研究
- (2) 学会総会の開催並びに学会機関誌の発行
- (3) 四国公衆衛生研究発表会（以下研究発表会という。）の開催
- (4) その他本学会の目的を達成するため必要と認める事業

第 3 章 会 員

第 5 条 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 この学会の趣旨に賛同し、所定の年会費を納める者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する者
- (3) 名誉会員 本会に対し特に功労のあった者

第 6 条 会員は学会機関誌「四国公衆衛生学会雑誌」に投稿し、学会総会に参加し、研究発表会で発表することができる。

第 7 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと、理事会が判断したとき。

第4章 役員

第8条 この学会に次の役員をおく。

学会長（以下会長という）	1名
理事	若干名
幹事	若干名
監事	2名

第9条 会長は、理事の互選により定める。

- 2 理事は、会員である大学医学部の公衆衛生関連教授、各県公衆衛生担当部局において推薦された会員、その他理事会において推薦された会員の中から総会で選出する。
- 3 幹事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 監事は、会員の中から総会で選出する。
- 5 監事は、理事、幹事を兼務することができない。

第10条 会長は、学会総会および研究発表会を主宰する。

- 2 会長は、会務を統轄する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事がその職務を代理する。
- 4 理事は、会務を処理し、重要事項を審議する。
- 5 幹事は、庶務、会計、編集およびその他の業務を分掌し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 監事は会務の監査を実施し、理事会に出席して監査報告を行う。

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後においても後任者の就任するまでの間はなおその職務を行う。

第5章 学会総会および理事会

第12条 会議は、学会総会および理事会とする。

第13条 学会総会は、毎年1回会長が招集し、議長には会長があたり、この規定に定めるほか、次の事項を付議するものとする。

- (1) 会務報告
- (2) その他会長が必要と認める事項

第14条 理事会は、会長が必要に応じ招集し、議長には会長があたる。

- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決すること

ができない。

3 理事は、理事会に出席できない場合には、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 理事が前項の規定による代理人をもって議決権を行使できない場合には、書面をもって議決権を行使することができる。

第15条 理事会には本規定に定められるもののほか次の事項を付議するものとする。

(1) 学会総会に付議する事項

(2) その他会長が必要と認める事項

第16条 この学会に編集委員会をおく。

2 編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第17条 会議は、出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 研究発表会

第18条 研究発表会は、四国四県の公衆衛生従事者の資質向上並びに住民に対する知識の普及を目的に、毎年1回四国四県の公衆衛生関係機関と共同で開催し、次の行事を行う。

(1) 公衆衛生およびこれに関連する研究および調査の発表

2 四国四県の公衆衛生従事者および地域住民は、研究発表会に参加することができる。

3 研究発表会の運営は開催地の公衆衛生関係機関が担当する。

第7章 会計および庶務

第19条 学会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 学会の予算は、理事会の承認を受けなければならない。

3 学会の決算は、理事会の承認を受け、かつ総会で報告しなければならない。

4 学会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 研究発表会の費用は、特別会計とし、学会事務局においてこれを支弁する。

2 会長は、研究発表会の費用に充当するため、出席者より資料代その他を徴収し、または寄付金を受けることができる。

(会計帳簿書類の保存・処分)

第21条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次の通りとする。

(1) 収支予算書及び決算書 永久

(2) 会計帳簿及び会計伝票 7年

(3) 証拠書類 7年

(4) その他の書類 7年

2 保存期間は、会計年度終了の翌日から起算するものとする。

3 保存期間の経過した帳簿、伝票及び書類は会長の指示または承認を受けて処分する。

第 22 条 本規定の変更は、学会総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て議決する。

四国公衆衛生学会規定第 5 条 1 号に基づく普通会員の会費についての内規

第 1 条

普通会員の会費年額は 1,000 円とする。

第 2 条

前条の会費は平成 14 年度より適用する。

第 3 条

普通会員は会費をその年度の 12 月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第 4 条

この規定を改正する場合には、理事会の議決を必要とする。

附則

改正後の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

四国公衆衛生学会規定第 5 条第 3 号に基づく名誉会員の推薦についての内規

1 名誉会員に推薦される者は満 65 歳以上で次の各号の一に該当する者とする。

- ① 本学会の会長をつとめた者。
- ② 本学会員として 20 年以上、または役員として 10 年以上本学会に尽力し、かつ、公衆衛生の専門家として公衆衛生の向上発展に指導的役割を果たした者。
- ③ 本学会員または元会員で、公衆衛生に関し顕著な学術的業績を残した者。
- ④ 理事会が特に必要と認めた者。

- 2 名誉会員の推薦は会員から学会長に提出されることとする。
- 3 学会長は、幹事に資格要件等の審査を依頼し、審査後、理事会に諮り、推薦の承認を得る。その後、学会総会において、当該名誉会員の承認を得る